

M・ヴェーバー「古代ユダヤ教」

とカスパリの批判（一九二二）

——研究史的関心より——

高野 晃 兆

序

ヴェーバーが「古代ユダヤ教」を Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik Bd. 44, 46 に発表したのが一九一七—一九年であり、これが書物として出版されたのが一九二〇年である。この当時、学界からどういふ批判がでたのか、という関心から

Wilhelm Caspari: Die Gottesgemeinde von Sinai und das nachmalige Volk Israel, Auseinandersetzung mit Max Weber, 1922

をとりあげる。これは「古代ユダヤ教」を批判した最初の文献であり、また量的にも（一七四頁）批判史のなかで最大のものと思われる。カスパリは旧約学者で、当時はキール大学の教授であった。拙稿においては右の書物を全体にわたって紹介するのではなく、筆者の関心をひいた問題のみをとりあげる。

一

M・ヴェーバー「古代ユダヤ教」とカスパリの批判（一九二二）

まず最初はヤハウェ信仰受容に関するヴェーバーの仮説に対する批判である。「古代ユダヤ教」の該当の箇所を引用しよう。「あらゆる予言者が、神の力の、また神の約束が絶対的に信頼しうることの、真のしるしであると考へた事柄、またイスラエルが永久に神に対して感謝すべき責務のしるしであると予言者が考へた事柄は、エジプトの軍隊の紅海における奇蹟的壊滅によるエジプトの賦役義務からの解放なのである。しかもこの事件の特異性は、この奇蹟がイスラエルにそれまで知られていなかった神によって生ぜしめられたということ、そうしてこの神は、いまやこの奇蹟にもとづいてモーセがヤハウェ礼拝を創設したときに、莊重な契約ベイトによって連合の神 Bundestgott として受容されたのであるということ、なのであった。」(GARS III S. 127 内田芳明訳〔以下「日訳」と略す〕一九〇頁。「古代ユダヤ教」の引用は以下においても「日訳」を使用した)。「ヤハウェがモーセの礼拝組織によってイスラエルの軍事的連合 Kriegsbund のために新たに受容された神であったということとは、二つの大きな史料集のうちでほかならぬこのばあいではむしろ古い史料たる『エロヒスト』がすこぶる明瞭にのべている。エフライムに関する祝福の神託のなかにもよくまれている最古の伝承によると、ホレブの近くの砂漠のしほの焰のなかで、イスラエルの牧者としてミデアンびとに仕えているとみなされているモーセに、神の突如としての顕現が神じ

しんを啓示する。」(GARS III S. 130 日訳一九五頁)。

「それはともあれ、いずれにしても古い伝説から明瞭に知りうることは、この神は、それが「イスラエルに」受容せられたときには、すでにイスラエル以外でも崇拜されていた、ということである。この神を組織的に崇拜したのは、南方でイスラエルと境を接しているベドゥイン諸部族やオアシスの諸部族であったことはあきらかである。この神の座は最初から山の上であったが、シナイの荒野のカデシの沃地は、最古の伝説では、そのほんらの礼拝地であるとみなされていた。」(GARS III S. 131 日訳一九六頁)。

それでは、氏族や家族 *Haushaltung* の信仰をヴェーバーはどのようにみているか。

「完全氏族員たるすべてのイスラエル人は、がんらい一つの家の祭壇と一つの家の守護神をもっていた」(GARS III S. 149 日訳二二四頁)とヴェーバーは述べているが、その典拠とされているのが、ラバン物語に出てくる「テラーフィーム」、契約の書の世襲奴隸化の儀式に関する諸規定(出エジプト記21の5、6)、ダビデがサウルから逃亡する物語(サムエル記上20)。「ダビデはサウルの供儀にでられない弁解の理由として、じぶんの氏族が祝祭をおこなうことを挙げている」である。しかし *Jahwesmus* によつて、氏族の祭はのちに徹底的に消滅させられてしまった」とヴェーバーは言う(GARS III S. 159 日訳

二三八頁)。

ヴェーバーはヤハウエ信仰を連合との関わりでのみ論じているのに対して、カスバリは、ヤハウエ信仰は氏族や家族を土台にしていたと主張しようとする。カスバリの論に目をむけよう。「氏族がヤハウエ信仰の担い手とはヴェーバーはみなしていない。ヴェーバーにとつて決定的なことは氏族の祭儀である。彼は氏族の祭儀からヤハウエ信仰に反対する三つの理由をひきだしているが、この三つの理由は確実なものとして証明されえない。」(S. 87)。

△ヴェーバーの主張▽

一、ヤハウエ祭儀の秩序は特別な氏族の祝祭 *Shiphfest* を承認しない。

△カスバリの反論▽

サムエル記上20にみられるダビデが参加するという自分の氏族の祝祭に対する解釈がヴェーバーとカスバリでは異なっている。ヴェーバーはこれもヤハウエ信仰以外の祭儀としているのに対して、カスバリはこれは民教記28に規定されている新月の祭りではないか、そしてそれにいくつかの氏族が参加したのではないかと推測している。

△ヴェーバーの主張▽

二、ラバンと彼の娘たちは自分の家の守護神をもっている。

△カスバリの反論▽

ラバンの娘たちが盗みだした「テラーフィーム」が何であったか。サムエル記上19の11以下では、サウルがダビデを殺そうとして、家来をつかわしたとき、ダビデの身代わりに寝ていたのが「テラーフィーム」であったが、ここからも「テラーフィーム」が何であったか、わからない。またこれが氏族の祭りに持ちだされるとはどこにも記されていない。氏族がヤハウェを崇拜していなかったことを証明する材料にはならない。

ハヴェーバーの主張

三、出エジプト記21の6の奴隷所有者の「神々」は彼の「家」において求められてはならない〔注 ヴェーバーは氏族の祭儀と個人の信仰を別のものと考えている。例えばソロの聖所は古くからの純ヤハウェ主義的な聖所で、この聖所には私的な顧客が個人的な願いが達成されるよう犠牲を捧げに来た、云々。GARS III S. 175 f. 日訳二六四頁〕。この「神々」は氏族の守護神である。この律法はイスラエル以前のものである。イスラエルびとはこの律法をひきついだ。そしてヤハウェに関係づけた。

ハカスバリの反論

「Hausgottesdienst にじぶのヴェーバーの判断は Hausgottesdienst が Sippengottesdienst から区別されるのは、せいぜい時代が下がってからのことであることを十分に考慮していない。」(S. 89)。サムエル記上20の場合 Hausgottesdienst と Sippengottesdienst とが同一であると考えた方が理解しや

M・ヴェーバー「古代ユダヤ教」とカスバリの批判(一九二二)

すい。「氏族の諸機能が一部分土地の団体によってひきつがれ、そして他の部分が育てられなために衰えたのちにはじめて、Hausgottesdienst が Sippengottesdienst の一部を継承形成したのである。」一方、Sippengottesdienst の別の部分分は Ort-gottesdienst として生き続けた。祭儀のこの枝分れについてのヴェーバーの判断は申命記と同様にきびしい。申命記は純粹ヤハウェ祭儀のために Sippengottesdienst と戦っているとき「Sippengottesdienst を歴史的に評価するつもりでないことは明らかである。」(S. 89)。

カスバリはヤハウェ信仰はまず氏族、特に家族 Haushaltung にはいつていき、国家的なレベルでとりあげられるのはずっと後のことであることを以下のように論証する。

「ヤハウェに異質な Hausgottesdienst と戦うための重要な役割をヴェーバーはレビびとに帰している。・・・時代が下ると、レビびとは疑いもなく祭司への能力が血統に依存する閉鎖的職業ギルトである。他面レビびとは・・・替いも立てる(申命記33の9)。このことは何らかの方法で、家族から出ていくことを職につくこと条件にしている。二つの報告を結びつけるために、ヴェーバーは家族を持たないことを、カデンにおけるレビ部族のうちの、部族聖所に仕える人たちの古い状態とみなしている。職につく能力はそれ故に生誕によって部族に属しているというこの他に、人格的な、主として儀礼的な前歴に

依存している。職の担い手に対する需要が増大するにつれて、後者の条件が少さくなり、おのづから前者が決定的となった。需要が増大した時代をウェーバーは、エドワルト・マイヤーと共に士師記17並びに19のスタイルでのカナン人のイスラエルびとの家の聖所と地域の聖所の頃、つまり王なき時代の終り頃と推定している。放浪のレビびとは彼らにとつて周知の神観念を持ちこむことが許されることを彼らを雇用するに当つての条件にしている。実際、人々はレビびと以外の人たちの神観念に失望して、レビびとを任用する。」(S. 90f.)。カスバリはここまでウェーバーの論を利用する。

列王紀上12の31によれば「Jerob'am I」(ヤラバアム一世、北イスラエルの創始者、前九二二—九〇一在位)はレビびとを任用することを欲さなかつた。レビびとが南から来たのがその理由だと思われる。ヤラバアム一世はベテルの聖所の祭司を任用することによつてこの問題をきりぬけた。

はじめて国家のヤハウェ崇拝を宣言するのはオムリ王朝(前八七六—八四二)のアハブの子供たちアハシヤ「**אחזיהו**」列王紀上22の40「**אחזיהו**」列王紀下1の2。「ヤハウェが捕えた」の意(、ヨラム「**ירמיהו**」列王紀上22の51「**ירמיהו**」列王紀下8の21「ヤハウェは高い」の意)である。彼らはその名前によつてヤハウェを信奉することを公言したエフライムの最初の王たちである。ユダ王国ではソロモンはまだそこまではいっていない。

彼の孫は、列王紀上14の31では、アビヤム **אביהם** と呼ばれている。それに対して歴代志下13の19では、アビヤム **אביהם** 「わが父はヤハウェである」と呼ばれている。彼は生きていたときは、アビヤムと呼ばれたのであろう。これはヤハウェを含んでいない。ヤハウェを含む名前アビヤムはあとからつけられたのであろう。彼の甥ヨシヤパテ **יושיפט** 「ヤハウェはざばきたもうた」の意)は疑いもなくヤハウェを含む名前を持っている。歴代誌下17の7以下によれば、彼は彼の国において神崇拝と法秩序のためにレビびとを用いた(19の4、8)。列王紀はこのことについては、上22の47においてただ次のことだけを知っている。つまり彼の前任者の治世に存在していた(列王紀上17の24、15の12)「神殿男娼」という身分をとりぞいた。

「レビびとの移入は、一般的な場合には、下限としてのオムリ王朝と上限としてのイスラエルのダンの基礎づけの間に起こつた。ヤハウェの名前をもつた人物名はサウルの時代にもダビデの時代にも存在した。何となれば、彼らと共にヤハウェ宗教は存在したから。しかしヤハウェに土地と住民が属するのみならず、国家も属するというふうにしだいに考えられるようになった。後者の思想を表現するために、彼ら自身の名前によつてヤハウェを信奉することを公言する人たちが王位についた。軍隊が召集されるとき、「für Jahwe und Josafat」という方が、かつての「für Jahwe und Gidon」或は「für Jahweh

und Jerubaal”よりもすっきりとしたひびきがした。オムリ王朝は外国人の子孫〔オムリは傭兵隊長〕で、かつ外国婦人の息子であったので、確固とした宗教的立場をもたなかった。けれども彼らが王位につく能力あるものとして命名することによって、宗教的に確固たる立場を築く道をきりひらいていった。〔S. 92 f.〕

「以上の例によって Orskull〔地方祭儀或いは局地祭儀〕から國家の祭儀への方向は明らかにされるが、その逆、即ち國家の祭儀から Orskull への方向は明らかにされない。Orskull から國家的祭儀への宗教運動は國家的な人物が信仰を告白するという形式において承認されるということによって、この宗教運動は落着する。われわれがアモスによってその名前を知っているベテルの祭司アマジャ〔*Amasai*〕「ヤハウエは強い」の意〕（アモス7の10）はこの宗教運動を信奉している。この運動は明らかにヤハウエ信仰の単なる空間的伝播とは完全に異っており、空間的伝播に、あとからついていくのである。この運動は、もしわれわれが固有の思想と目的を追求するエリアを思い起こすとき、擁護者を見出す。擁護者たちはヤハウエのために國家を要求する点において一致する。それ以前の人たちは國家は宗教を持たなければならないとはみとめていなかった。〕（S. 93 ff.）

以上がヤハウエ信仰受容に関するウェーバーの仮説に対するカスパリの批判である。

M・ウェーバー「古代ユダヤ教」とカスパリの批判

ついでに、ヤハウエの性格をめぐっての問題にもふれておこう。先に「古代ユダヤ教」から引用した部分のタイトルは「連合戦争の受容とその特徴」である。このタイトルからわかるように、ウェーバーによってヤハウエは「戦争神」としてとらえられている。これに対してカスパリの見方は異なる。

「エジプトの天災を通して、またその他のところで、ヤハウエは骨を折らず、また戦争をせずに自分の意志貫徹する神として現れる。基本的には、このことは紅海においてもそうである。この出来事を戦争の出来事として照らすことを好むところの後の栄光化が話の方へ変えたのである。しかしヤハウエの本質はむしろあきれ返らせることのうちに存する。そのことによって……戦争が最後の瞬間には回避される。神は血を流すことなく、人間が行いそして期待するよりは、ずっと簡単に、目的に達することを特に好まれる。」（S. 114 ff.）ヤハウエ宗教には戦闘的素地が最初から存在したという説をカスパリは批判している。

二

次は、ウェーバーのイスラエルとヤハウエとの契約に関するとらえ方に対するカスパリの批判に目を移そう。

「もしわれわれがウェーバーと共に旧約宗教の発展や旧約史を普通の古代民族から自分の思想の表現のために生きている共同体への転換としてとらえるとき、契約思想は……重要な意義を

もつてゐる」(S. 137f.)

契約概念をとりあげるにあたって、「ヴェーバーは広く支持されている神学的思想を採用している。それ故、契約思想の新しい研究が必要なのではなく、ヴェーバーが頼りにしている基盤 Grundlagede の検討が必要なのである。」(S. 137f.)

ホセア8の1(ラッパをあなたの口にあてよ、はげたかば主の家に臨む。彼らはわたしの契約を破り
וְהִכְרַתְתִּי אֶת־בְּרִיתִי אֲשֶׁר־עָשִׂיתִי אִתְּךָ
わたしの律法にそむいたからだ)からだ(וְהִכְרַתְתִּי אֶת־בְּרִיתִי אֲשֶׁר־עָשִׂיתִי אִתְּךָ)の故に、
פְּתִילִי (そむく)が בְּרִיתִי (契約)に対する対立的行為とみなされる。ことごとくの指令が従うための発せられるかぎり、

「そむく」は対立的行為である。この行為を理解するためには、
名詞形 פְּתִילִי から出発するのではなく、動詞 פָּתַל からも出
発されなければならない。この動詞は、列王紀上12の19、列王
紀下1の1、3の5、7によれば、政治に故郷をもち、そして
恐らくは、列王紀下8の20(ヨラムの世にエドムがそむいてユ
ダの支配を脱し וַיִּפְתְּלוּ אֶת־עֲדָוִתֵי יוּדָה וַיִּפְתְּלוּ אֶת־עֲדָוִתֵי יוּדָה
王をたてたので)、22(エドムはこのようにそむいてユダの支配
を脱し וַיִּפְתְּלוּ אֶת־עֲדָוִתֵי יוּדָה וַיִּפְתְּלוּ אֶת־עֲדָוִתֵי יוּדָה
れるように)、「(主君の)手の下から」וַיִּפְתְּלוּ אֶת־עֲדָוִתֵי יוּדָה
章成分によって完全にされるのである。こういう意味での「そ
むく」が古い契約関係にみられるであろうか。

予言者以前の時代はイスラエル全体と神との関係を「そむく」

というふうには考えていないのに対して、記述予言者が非常に
多くの民族同胞の「そむく」という思想に達し、この思想によ
ってイスラエル全体が離反に、そして離反の結果としての罰を
受けることになるのである。この場合に記述予言者は離反の方
向を、以前政治の世界にみられるが、対等のものの中に存する
のではない関係と呼んでいる。神はそれ故に懲戒するか或いは
全滅することができる。「記述予言者まではイスラエルにおい
ては離反ということは一般に問題にならなかった。記述予言者
から連带的な離反が信頼のおける神関係の基盤をゆるがすの
はないかという懸念が大きくなる。信頼のおける神関係がイス
ラエルにとって祝福であり、その中止は不利益なのである。こ
の認識は、イスラエルの自由なそして慎重な養成を前提とする
相互関係としての神関係の理解には至らない。だから所謂契約
締結 Bundschiebung は出エジプト記19章のどの層にも記さ
れていない。神がイニシヤチーフをとっている。民族は従順を
誓うことによって彼らに与えられた命令を受け入れることを保
証している。この場合、民族の最高の関心は自己保存である。
民族には Vertrag に関わるに当って必要な明確さと熟慮が欠
けている。民族は困窮から神に身を売ったのであり、それ故に
生得の権利も放棄したのである。」(S. 141)。従って、ヴェーバ
ーが「この「ヤハウェを自分たちの神としての」受容は予言者
モーセによって「神と民との」両方の側へと仲介せられた双務誓

約の基礎の上に auf Grund beiderseitiger Versprechungen
おこなわれた。民の誓約は、神に対する民の永続的な特殊義務
を基礎づけた」(GARS III S. 127' 日訳一九〇～一頁)と言っ
ているが、この最後の「民の誓約は、神に対する民の永続的な
特殊義務を基礎づけた」というのは「全くのフィクションであ
る。彼らに要求されていることに注視することなしにイスラエ
ルびとは「Ja」と言ふ。これは Vertrag の結果ではなくて、人格
の自由の断念の結果である。」(S. 141 f.)。

「その上に、十誠のいづれにしても予言者以前の時代の第二
誠による神への不忠というのは神への信仰の拒絶なのではなく
て、祭儀的尊敬の分割〔他の神々の祭儀にも参加すること〕な
のであるということが加わる。不忠がみだらな男性の性交の因
でもって描かれるとき、上記が不忠に対する最も一般的公式的
な誤認の余地のない根本思想である。多数の神を崇拜すること
が悪なのである。」(S. 142 f.)。

以上がイスラエルとヤハウェとの契約に関するヴェーバーの
とらえ方に対するカスパリの批判である。ヴェーバーはあまり
にも法的にとらえすぎているというのがカスパリの批判である。

ヴェーバー「古代ユダヤ教」に対する研究的関心から、カ
スパリの批判に目を通し、筆者の関心をひいた問題の紹介を試
みてみた。筆者のみるところでは、例えば、ヴェーバーは古代

M・ヴェーバー「古代ユダヤ教」とカスパリの批判(一九二二)

イスラエル都市を当時の「地中海のポリスの類例」(GARS III
S. 17 日訳二九頁)と言っているように、イスラエルの文明を
筆者が予想するよりもずっと高いものとして描いている。ヴェ
ーバーの叙述は迫力があるだけに、筆者の様な歴史的知識のな
いものは、ついふりまわされる恐れがある。その意味でも、当
時のレベルのものであれ、カスパリのような歴史家の批判に目
を通すことは筆者にはよい勉強になった。

略号 GARS III = Max Weber, Gesamelte Aufsätze zur

Religions-soziologie III